

総合区素案に関する住民説明会

《住之江区》

■日 時：平成29年12月10日(日) 19:00～20:58

■場 所：すみのえ舞昆ホール（住之江区民ホール）

(司会)

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区素案に関する住民説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

住之江区長の西原でございます。

(西原住之江区長)

こんばんは。

(司会)

続きまして、事務局をご紹介します。

副首都推進局長の手向でございます。

(手向副首都推進局長)

こんばんは。よろしくお願いいたします。

(司会)

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度調整担当部長の大下でございます。

(大下副首都推進局制度調整担当部長)

こんばんは。よろしくお願いいたします。

(司会)

私は、本日司会を務めさせていただきます副首都推進局戦略調整担当課長の黒田と申します。よろしくお願いいたします。

それではまず、開催に当たりまして西原住之江区長よりご挨拶の方を申し上げさせていただきます。

(西原住之江区長)

皆さん、こんばんは。

日ごろは、住之江区、さまざまな取り組み、事業にご協力、ご理解を賜りましてありがとうございます。

本日は、日曜の遅い時間、また師走のこの忙しい時間に、皆様、ご参加いただきましてありがとうございます。

また、この週末、12月に入って、各地域でいろんな取り組みをされまして、きょうも餅つきとか冬のイベントをやられて、そのお疲れの中、ご参加されてる方もたくさんいらっしゃると思います。本当にありがとうございます。

さて、本日は総合区素案に関する住民説明会でございます、今後の区のあり方にかかわる内容でございます、住民の皆さんにとって直接かかわる事案がたくさんございます。分かりにくい部分もたくさんあるかと思うんですけども、きょうは副首都推進局に丁寧にご説明するように言っておりますので、皆さんの方で分からないことがありましたら本当にご遠慮なく質問いただきまして、皆さんがさらなる総合区に対する理解を深めていただきますようよろしく申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い致します。

(司会)

続きまして、副首都推進局局長の手向の方より、本説明会の開催趣旨を申し上げます。

(手向副首都推進局長)

この説明会を担当させてもらっております副首都推進局の局長の手向でございます。

きょうは、12月の日曜日の夜間というお集まりいただきにくい時間にもかかわらず、このようにお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

まず、説明会始めるに当たりまして、私の方からきょうの開催趣旨について簡単に説明させていただきます。

今、大阪府と大阪市では大都市制度改革というのを進めております。ちょうど去年も半年程かけて24区それぞれで、その時は吉村市長と松井知事が出席いたしまして、大都市制度ということで、きょうご説明する総合区制度ともう一方の特別区制度、この二つに関する市民からのご意見を直接お伺いするというので、24区回って説明会を開催したところでございます。

その際、吉村市長からは、なぜ今こういうふうにも大都市制度改革に取り組んでいるのかということについて、スライド等を用いながら説明もさせていただいたところです。きょうもその点につきましては後程資料の中でも出てまいります、今の大阪の現状といたしまして、一つには大阪の経済というのが全国の中でその占めるシェアというのも落ちてきている、大阪経済が長期的に見ると低落傾向にあるというのが1点あります。それから、これから人口が減少していくということで超高齢化社会を迎える、そうなりますと当然入ってくる税収、あるいは経済活動の規模というのもちょっと縮小してくる懸念があるということで、3大都市圏の中でも、東京と愛知、大阪の中でも、この大阪がそういう人口減少に一番早く直面するというような、今、推計があるところでございます。それから3点目として、地方分権改革というのが長いこと言われてきたところでございますが、最近、道州制にせよ、あるいは国の省庁の地方移管の話にせよ、なかなか遅々として進まない状況にあると。こういう中でこの大阪を少しでも成長させていくと、そのことによって経済を活性化させていくと、それが税収の確保、あるいは雇用の確保等通じて市民の皆様の豊かな生活の実現につながっていくというふう考えております。そのため、今、吉村市長と

松井知事のもとで、この東京一極集中を是正して、この大阪を東京と並ぶ西日本の拠点とするということで、副首都・大阪を実現していくという取り組みを進めております。その中で大阪の都市機能の強化を図る、あわせて大都市制度についても改革していくというふうな取り組みをしてるところでございます。

大都市制度につきましては、今の大阪は政令指定都市でございますが、大阪のような大規模な大都市につきましては二つ制度的に課題があるとされております。一つは住民自治というものをさらに拡充していく必要がある、もう一つは、これは皆様もよく聞かれる言葉だとは思いますが、二重行政の解消、こういうことを進めていく必要がある。この二つの課題を現行制度のもとで取り組めるものとして、一つは大阪市という枠組みを維持したままで制度改革を行う、きょうご説明する総合区制度があります。もう一つは、この大阪市の廃止して複数の基礎自治体をつくる特別区制度、この二つの制度があるところがございます。私どもではその二つの制度づくりを現在行っているところです。

きょうは、そのうち総合区制度につきまして行政として素案を取りまとめましたので、その素案の内容について直接ご説明の方をさせていただきたいと思っております。この素案の内容自身も、並行して今、大阪市会の方でも議論していただいているところがございますので、今後、内容につきましても修正あるいは若干変わったりするところが出てくるかも分かりませんので、あくまでも今時点の案ということでご理解いただけたらというふうに思っております。

もう一方の特別区制度につきましては、大阪府議会と大阪市会の議会を経て設置されました大都市制度協議会というところが制度案をつくることになっておりまして、今、制度について議論されてるところでございます。

きょうは、先程も申しましたが、総合区説明会という形で開催させてもらっているところです。最終的に、総合区制度と特別区制度、いずれかの案を住民の皆様を選んでいただけるように取り組んでいきたいというのが今の市長の考えでございますので、そういう考えのもとにこれから議会とも議論をしながら進めていきたいと考えてるところでございます。

それでは、これから説明の方を開始させていただきますけども、やはり行政の制度の話ですので、ちょっとできるだけ、先程区長からもありましたけども、丁寧に分かりやすく説明するようにさせていただきたいと思っておりますので、少し時間をいただきながら説明の方を開始させていただきます。

きょうはよろしく願いいたします。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして、私から簡単にご説明させていただきます。

まず、お手元の資料、受付でお渡しした資料に沿いまして事務局の方よりご説明いたします。

その後、皆様方から説明内容に対するご質問の方をお受けさせていただきたいと存じます。

なお、お手元にアンケート用紙の方も配布させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

副首都推進局制度調整担当部長の大下の方よりご説明の方を申し上げます。

(大下副首都推進局制度調整担当部長)

本日、総合区素案の説明を担当させていただきます制度調整担当部長の大下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

説明の方は、司会から申しあげました通り、このお配りしている資料に沿いまして説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、着席して説明させていただきます。

まず、資料の表紙のところをごらんください。下の囲みのところにこの資料の位置づけなどを記載しております。先程、局長からの説明とも多少重複いたしますけれども、この資料は、大阪市における総合区の制度設計の考え方や具体的な制度案につきまして、行政として取りまとめた総合区素案をもとに、この説明会用の資料として作成したものでございます。この資料で説明いたします総合区素案につきましては、今後、議会等の議論を踏まえまして必要に応じて追加・修正がされることとなります。

また、総合区とは別に特別区についても、現在、制度設計についての議論や検討が進められております。最終的には総合区・特別区のいずれの制度を選択するのか、住民の皆様にご判断いただけるよう両方の案を取りまとめていくこととしております。

それでは、資料をめくっていただきまして1ページから2ページの、見開きになっておりますけれども、「総合区設置後のイメージ」のところをごらんください。

見開きの左側には現在の大阪市のイメージを、右側のページには総合区設置後の大阪市のイメージを示しています。

左側、現在の大阪市の市長の下に局と24の区役所があることをあらわしております。局は、保健医療、福祉、教育など大阪市全体を見通した施策を部門ごとに担う組織であり、保健医療施策であれば健康局、社会福祉の関係であれば福祉局といったように、現在20以上の局が中之島の本庁などに設置されています。これに対しまして区役所は、地域ごとの仕事を担う組織として現在の24の行政区ごとに設置され、住民の皆さんの身近なところで市民協働や窓口サービスなどの業務を担っています。見開きの左側のページでは総合区が設置されることでそれがどう変わるのかをお示ししています。左側のページで24区役所となっていたところが、右側のページ中程では八つの総合区役所と24の地域自治区事務所に変わっています。

今回の総合区素案では、政令指定都市である大阪市という枠組み自体は変更せずに、大阪市長のもとに現在の行政区にかえて八つの総合区を設置します。さらに、これは区によって異なりますけれども、一つの総合区ごとに2カ所から4カ所の地域自治区事務所を設置します。

総合区設置後によって主に何が変わるかについては、左側のページの上のところ、局と書いてるところの部分ですけれども、右側の中程へ向けた矢印のところをごらんください。

「住民の皆さんに身近なサービスを局から8つの総合区へ仕事を移管します」と記載しておりますが、右側の8総合区役所の下に記載している保育所の運営・設置認可や放置自転車対策などが局から総合区に移す仕事となります。これらの仕事は現在は大阪市全体の施

策を担う局の方で行っておりますけども、総合区設置後はより身近な総合区役所において総合区長の判断により行われることとなります。

一方で、左側のページの24区役所が担っている仕事のところですけども、ここはもともと住民の皆さんに身近なものが多いため、そのまま、右横への矢印で、「住民の皆様への直接サービスは24の地域自治区事務所において引き続き実施します」とありますように、右側の24の地域自治区事務所の下に丸印で記載しておりますけども、住民票の写し等の交付をはじめとする窓口サービスなどの仕事は現在の24区単位でそのまま行うこととなります。

右側の総合区長の矢印の下のごとくに、右側のページの方ですけども、地域の実情に応じた施策の実現と記載しておりますけども、総合区では住民の多様なニーズを把握し、住民ニーズを施策に反映させるための組織体制を整備するとともに、施策を実行するため市長に意見を具申するなどの仕組みを設ける、そういったことで、要するに総合区を設置することで住民の皆様のご身近なサービスについては今より身近な地域において判断することとなります。それぞれの地域の実情を反映できるよう、総合区長に権限を渡して総合区において判断して実行していく、そしてそのために必要な組織や予算の仕組みなども整備していくということをお知らせしております。

一方で、上にあります総合区設置後の市長の横の括弧の中をごらんいただきたいのですが、住民の皆さんに身近な仕事についてはその権限を総合区長に移管しますが、予算編成や条例提案などの仕事は今までどおり市長が市全体の視点から行います。

総合区設置によって何がかわるかといったことにつきまして大まかなイメージを申し上げましたが、詳しくは、この後それぞれの項目のところでお説明いたします。

3 ページをお開きください。

まず目次でございますけども、本日は総合区素案の内容といたしまして、ここに記載しております1から12の項目、それと各総合区の概要について説明いたします。

なお、一番下の枠囲みのところに記載しておりますが、この資料でお示ししておりますコストや組織、予算などの数値は今後の精査により変動する可能性がございます。また、総合区役所の位置、名称についても、今後、議会での議論を踏まえて取りまとめていく予定となっております。

まず、次に4 ページですけども、「1 副首都・大阪の確立に向けた取組み」のところをごらんください。

大阪市では現在、大阪が抱える課題を解決し、本来持っている力を発揮するため、副首都・大阪の確立に向けた取組みを進めていますが、それが総合区制度との検討とどう関係するのかについて考え方を示したものがこのページと次の5 ページとなります。

4 ページの一番上の「大都市・大阪が抱える課題」からご説明します。東京一極集中が進む中、大阪の長期低落傾向は続いており、人口減少、超高齢化もいち早く到来する見込みであること、それから、大阪府と大阪市において一本化した成長戦略、この成長戦略というのは産業振興や人材育成などにより経済成長などをめざす府・市共通の長期的な方針のことです。これにより、今、経済面では明るい兆しが見えるものの一極集中に歯どめをかけるに至っていないこと、また、中央集権システムから分権型の仕組みへの転換をする必要がありますけども、地方分権改革は道半ばであることなどを示しています。

こうした課題の克服に向け、中程の記載のところですが、日本における副首都の必要性和大阪のポテンシャルについて、東京一極集中の是正は日本全体の課題であり、日本の成長・国土の強靱化・地方分権の観点から、東西二極の一極となる副首都の実現が必要であること。また、世界の都市間競争を戦い得る競争力と豊かな個性を持つ大阪が、副首都をめざした取り組みを通じ日本の成長を牽引するとともに、豊かな住民生活の実現をめざしていること、そして、このことにより、矢印の下のところですが、東西二極の一極となる副首都の確立に向け、そのポテンシャルを発揮し、他の大都市に先行するトップランナーとして、また東京を頂点とする国土構造・社会構造などからの転換を先導し、日本の未来を支え、牽引する成長エンジンの役割を果たしていくということで、一番下のところになりますが、これらの実現に向けては都市機能の充実とそれを支える制度が必要であることを示しています。

次の5ページですが、2として副首都・大阪にふさわしい大都市制度改革のところをごらんください。

ここに示していますように、広域機能の強化と基礎自治機能の充実の取り組みを制度面から推進するため、副首都にふさわしい大都市制度が必要と考えており、現行法制度のもとで実現可能な総合区と特別区について、それぞれの制度案を作成することとしています。

なお、広域機能、基礎自治機能について簡単に申し上げますと、一般的な都道府県と市町村の関係で申し上げますと、広域機能は、成長戦略をはじめ交通網など都市機能の整備を担うといった都道府県の役割を指し、基礎自治機能は、住民に身近なサービスを提供するなど市町村としての役割分担を指します。ただし、大阪市は政令指定都市ですので、市としての基礎自治機能を持ちながら広域機能の一部も担っているというのが現状です。よって、その下の表、「現在の制度（行政区）」というところですが、広域機能の欄に記載の通り、広域に関することは副首都推進本部会議において大阪府と大阪市が協議・調整を行っています。

こういった都市機能の整備を強力に進められる広域機能の強化と、地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる基礎自治機能の充実の取り組みを制度面から推進するものとして、一番下の表に示すように、指定都市制度における総合区制度と特別区制度の二つの制度の検討を進めています。

この表のうち基礎自治機能については、表の左側、指定都市制度における総合区制度では、政令指定都市である大阪市が存続し、市長、市会のもと行政を展開します。その中で総合区長の権限を拡充し、議会の同意を得た総合区長が住民に身近な行政を行う一方、予算編成や条例提案など市全体に関することは市長が引き続きマネジメントしていきます。

一方、表の右側の特別区制度では、大阪市を廃止して新たな基礎自治体として特別区が設置されます。また、それぞれの区において選挙により選ばれた区長や区議会のもとで行政を展開し、区長は予算編成や条例提案などを通じて区政をマネジメントします。

また、その下の広域機能については、総合区制度では、先程説明いたしました現在の制度と同様ですが、知事と市長が指定都市都道府県調整会議において協議・調整をして方針を決定することを、特別区制度では、大阪府に一元化し、大阪府知事が方針決定することを示しています。

以上、ここまでが、大阪における大都市制度改革や総合区・特別区両制度の違いについて

ての説明ということになります。

次に、6ページの方をごらんください。

「3 大阪市における総合区制度」を説明いたします。

まず、総合区設置により大阪市がめざすものとして、住民自治の拡充と二重行政の解消を掲げています。

その下、左側の「住民自治の拡充」の欄ですが、住民に身近なサービスを区役所で提供し、地域のことは地域でできるだけ決定するなど、住民自治の拡充を実現するため、局から総合区へ事務を移管し、総合区長の権限を拡充します。また、総合区役所で働く職員の任免に関する権限や予算編成に関して、総合区長が市長に直接意見を言える予算意見具申権といった権限を最大限発揮できる仕組みですとか、総合区政会議や地域協議会の設置など、住民の方の意見を反映するための仕組みを構築していくこととしております。

右側の「二重行政の解消」のところですが、副首都にふさわしい都市機能の強化と二重行政の解消の実現のため、市長は市全体の視点からの政策・経営や重要な課題に集中して取り組み、大阪府・市の連携や広域機能に係る施策の一元化に向けて、指定都市都道府県調整会議において協議・調整を行ってまいります。

次に、総合区の仕事と区数についてですが、中之島本庁舎などの局と総合区の役割分担を明確にした上で、住民の皆さんに身近なサービスの提供と行政の効率性のバランスを考慮して制度を設計しています。

なぜバランスを考慮するのかということをございますけども、右下の枠の「総合区の区数」のところをごらんください。行政サービスを効果的・効率的に提供するには一定まとまった規模の人口が必要となりますと、その下には体制整備に必要なコストを抑制しますと記載しております。これはどういうことかと申しますと、総合区に移す仕事が多くなる程職員も総合区に移す必要があります。その際、現在本庁の局1カ所で行っている仕事を総合区の区数に応じて分散して行うということになりますと、仮に24区に分散する場合には今の1カ所でやってる部分を24カ所でやるということになりますんで、単純に24倍にはならないものの相当な数の職員を増やす必要がございます。このため、総合区に移す仕事を考えると同時に、それを多大なコストをかけずに効果的・効率的に実施していくには、総合区の規模、区数を考える必要があるということをお示ししております。

なお、左側の総合区の仕事の欄に一般市が行う仕事をベースというふうに書いておりますけども、ここでいう一般市の事務というのは、例えば近隣の松原市や門真市、こういった自治体が行う事務に近いものを総合区でも担うということをあらわしております。

こういった考え方によりまして、下段に記載のように、住民に身近な行政サービスと、それに見合った体制整備を総合区で行うこととあわせて、大阪市トータルの職員数を増やさずに現行職員数の範囲内でコストを抑制していくという観点から、現在の24区から8区への合区という考え方をお示ししているところです。

なお、地域コミュニティを維持する観点から、現在の24区単位で地域自治区を設置することとしております。

ここまでが、総合区の設置によりめざすもの、それから総合区の仕事と区数についての説明となります。

7ページをお開きください。

「4 総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称」について説明いたします。

区割りにつきましては、ページ上段に記載の通り、①から⑤の具体的な視点に基づき策定いたしました。まず、①として、先程申し上げましたが、各総合区における将来人口、平成47年でございますけれども、これを30万人程度とし、各総合区間の人口格差は最大2倍以内とする、次に、②として、地域コミュニティを考慮し、過去の合区・分区の歴史的経緯を踏まえること、③住民の皆さんの円滑な移動などが確保できるよう鉄道網の接続や商業集積を考慮すること、④工営所や公園事務所など既存の事業所をできる限り活用すること、⑤防災上の視点についても考慮すること、以上五つの視点に基づいて策定したものでございます。

その下の地図では区割りと総合区役所の位置を示しています。

なお、この資料でお示ししております第一区から第八区の区名でございますけれども、これは仮称であり、北に位置する区から順に番号をつけたものでございます。

本日伺っております住之江区につきましては、西成区、住吉区とこの住之江区を含めました3区を合区する区割りとなっており、仮の名称でございますけれども、第七区としております。

8ページの方をごらんください。

総合区役所の位置につきましては現在の区役所庁舎から選ぶこととしています。具体的には、その選定に際しまして考慮すべき条件として次の3点を挙げております。1点目は住民の皆さんからの近接性、これは庁舎までの距離でございます。次に交通の利便性、これは現区役所間の移動による所要時間です。それから地域における中心性、これは現在の区間での移動人数を見ております。これらの条件に照らして現在の区役所庁舎をそれぞれ点数化し、この点数の多い区役所庁舎を優先地としつつ、それぞれの庁舎の面積が新体制で必要となる面積を満たすかどうかの状況や、あるいは近隣の市有施設の状況なども勘案し、総合区役所となる庁舎を選定しています。

その結果として、ページ中程の庁舎選定の表にございますように、第一区は淀川区役所、第二区は北区役所、第三区は福島区役所、第四区は城東区役所、第五区は西区役所、第六区は天王寺区役所、そしてこの住之江区が含まれます第七区ですが、住吉区役所、第八区は平野区役所ということにしております。

なお、この表の下の欄外に記載の通り、今後の施設利用計画や組織体制の確定などに伴い、総合区役所の位置は変更する可能性がございます。

また、その下の枠囲みのところに、これ繰り返しの説明になりますけれども、現在各区役所で行っている窓口サービスなどの業務については、現在の24区単位に設置する地域自治区事務所において継続して行いますので、住民の皆様への利便性はこれまでどおり維持される旨を記載しております。

次に、その下のところ、区の名称について説明いたします。区の名称でございますけれども、方位・地勢などを考慮し、親しみやすさ、分かりやすさ、簡潔さを基本の考え方として、総合区設置決定後、設置する日までの間に、住民の皆様のご意見等を踏まえて条例で定めることとしております。

なお、今回の総合区の区割り案は合区を伴いますことから、現在の区名が変わるといった区もございます。これにより住居表示が変更される可能性もございますけれども、その際

は住民の皆さんへの影響を最小限とするよう関係機関と調整を図ってまいります。

総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称についての説明は以上でございます。

次に、9ページと10ページの「5 局と総合区・地域自治区の主な仕事」について説明いたします。

まず、9ページの上段のところに、局と総合区・地域自治区で実施する主な仕事の内容について示しています。現在の大阪市の仕事は、中之島本庁舎などで局が実施する仕事と区役所が実施する仕事に分けられます。総合区が設置されますと、現在の区役所の仕事に加えて、局から総合区へ移した皆さんへの身近なサービスを実施する仕事を行うこととなります。なお、予算編成や条例提案などの仕事は、今までどおり市長が市全体の視点から行います。

これらの内容についてお示ししたものが9ページの下図になります。図の左側には現在の大阪市における局と区役所の仕事の役割分担を記載し、現在の大阪市の仕事は、白抜きの文字で示すように、中之島本庁舎などの局で実施する仕事と24行政区の区役所で実施する仕事に分けられています。

これに対しまして、図の右側には、白抜きの文字で、総合区設置後の大阪市の仕事の役割分担として、局で実施する仕事と八つの総合区で実施する仕事に分けてお示ししています。さらに、総合区の仕事については、8総合区で実施する事務と現在の24区単位に設置される地域自治区事務所で実施する仕事に分けて示しています。

もう一度、図の左側をごらんください。局が実施する仕事について、二つの枠囲みありますけども、そちらの上段の方ですけども、市全体の観点で実施する主な仕事として条例の提案や規則の制定、予算編成などを示しています。これらの仕事については、矢印の先、図の右側に記載の通り、引き続き市役所の本庁舎などで各局が実施することとしています。

また、左側の二つ目の枠囲みのところ、現在局が実施している市立保育園の運営などの六つの仕事を例示しておりますけども、総合区設置後にはこれらの仕事は八つの総合区へ移しますので、矢印の先、図の右側ですけども、8総合区で実施する仕事の局から移管された仕事の枠囲みの中に示しています。

恐れ入ります、再び図の左側の下段のところをごらんください。現在の24行政区で実施している仕事については、一番下の枠囲み、住民の皆さんへの直接サービスとして、児童手当の申請受理や支給決定、国民健康保険等の諸手続などの窓口関係の仕事と、その上の枠囲み、これらの窓口サービスに係る調整・支援ですとか、地域防犯対策、地域振興、地域活動支援といった市民協働関係の仕事がございます。現在の24行政区が実施しているこれらの仕事のうち、窓口事務である住民の皆様への直接サービスや地域防犯、地域活動支援といった市民協働関係の仕事については、住民の皆さんに最も身近なところで実施すべき仕事として、矢印の先、図の右側の一番下に記載の通り、24の地域自治区においてこれまでどおり実施することとしています。また、児童手当の現況届の送付・受理といったいわゆる内部で行う事務処理関係の仕事につきましては、総合区としての政策・企画の仕事や局から移管された仕事とあわせまして、8総合区に集約して実施することとしています。

10ページの方をごらんください。

総合区の主な仕事と期待される効果について説明いたします。

こども・子育て支援、福祉、まちづくり・都市基盤整備、住民生活、四つの分野におい

て総合区の主な仕事と期待される効果について表にまとめています。住民の皆さんに身近な施策の充実に向けて、総合区長の裁量により総合区の予算や職員を重点配分することで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供していただけるものと考えております。

その下の表をごらんください。縦の欄には四つの分野を、横の欄には主な総合区の仕事と期待される効果を示しています。

こども・子育て支援については、市立保育所の運営や民間保育所の設置認可、さらに市立小学校で実施している児童いきいき放課後事業を総合区の仕事にすることにより、表の右側の期待される効果の欄に記載の通り、待機児童の解消に向けて、より地域の特性や実情に合わせた施策の実施が可能になるのではないかと示しています。

また、表の中の総合区の仕事の欄において、白抜きの点線囲みで記載している保育所の入所決定や保育料の徴収などについては、現在既に区役所で実施している仕事であり、これらは総合区になっても引き続き実施することを示しています。

次に、福祉については、老人福祉センターの運営や生活保護における就労支援を総合区の仕事とすることにより、表の右側の期待される効果の欄に示すように、例えば老人福祉センターの運営であれば、指定管理者の公募に当たり、募集条件に地域における身近な福祉施設として地域の皆さんのニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかと示しています。

さらに、その下のまちづくり・都市基盤整備については、幹線道路や大規模公園を除く道路・公園の維持管理や放置自転車対策などを総合区の仕事とすることにより、道路の日常管理や公園利用の支障となっている遊具の使用禁止や樹木剪定など、こういったことについてより迅速かつきめ細かい対応が可能になるのではないかと示しています。

次に、一番下の住民生活では、スポーツセンターやプールの運営を総合区の仕事とすることにより、指定管理者の公募に当たり、地域における身近な市民利用施設として地域のニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかと示しています。

総合区、地域自治区における主な仕事と期待される効果の説明は以上です。

11ページの方をごらんください。

このページ以降は、「6 期待される効果」ということで、局から総合区へ移管される主な仕事について、総合区が設置された時にどのような効果が期待できるのかを、ちょっとこれまでの説明とも重なるところもございますけども、イメージ図を用いてさらに具体的に示したものでございます。ページの上段の方のイラストは現在の状況を、下段のイラストは総合区を設置した後のイメージを示しています。

イメージ①のところでは保育所の設置・認可について示しています。まず、上の図の方をごらんください。現在、保育所の設置・認可の大まかな事務の流れといたしましては、保育所の数など①で整備計画を策定し、次に保育所の開設場所などの地域の決定のため②の地域調整を行い、そして③で事業者の決定を行った後、開園ということになります。

こうした流れの中で、現在、区役所では②の地域調整の部分を担っていただいておりますけども、総合区設置後には、下の図の方をごらんください、点線の枠に記載の通り、現在市役所で実施している①の整備計画の策定や③の事業者の募集・決定も含めまして、一貫し

て総合区役所で実施できるようになります。これにより、総合区長の判断のもと、地域の実情やニーズを踏まえた保育所などの開設時期や定員などの条件について募集要件を設定することが可能となり、これまで以上に地域の実情や特性を踏まえた待機児童対策が期待できるのではないかとといったことを効果として示しています。

なお、中央の矢印の右下に括弧書きで記載しておりますけども、予算の編成や条例の提案など市全体の観点で実施する仕事については市長の権限として残ることになります。

次の12ページの方をごらんください。

イメージの②でございますけども、道路・公園の維持管理についてお示ししております。上の図をごらんください。現在、住民の皆さんから道路や公園の維持管理に関する相談や要望があった場合、補修や樹木の剪定といった実際の対応を行うのは工営所や公園事務所ですが、これら工営所や公園事務所を所管しているのは局でありますため、区役所に対して相談や要望をいただいた場合でも別の組織である局との調整が必要になります。

総合区設置後には、下の図に記載のように、幹線道路や大規模公園を除く住民の皆さんに身近な生活道路や小規模な公園については、現在局が実施している維持管理の仕事を工営所や公園事務所の所管とともに総合区へ移すこととなります。これにより、住民の皆さんからの要望に対して総合区がワンストップで総合的に判断をし、これまで以上に地域の実情やニーズを踏まえながらきめ細かくかつ迅速に対応できるのではないかとといった効果を示しています。

13ページの方をお開きください。

イメージ③でございますけども、ここでは放置自転車対策について示しています。まず、上の図の方ですけども、現在、放置自転車対策につきましては、放置自転車をもっと撤去してほしいといったような住民の皆さんからの要望に対しまして実際に対応いたしますのは、これは先程の道路の維持管理と同じく工営所ということになりますけども、工営所の所管は局であるため、区役所で要望を受け付けても別の組織である局との調整が必要となってきます。

総合区設置後には、下の図に記載のように、総合区の区域内の放置自転車の撤去や運搬などの仕事を工営所とともに総合区に移すこととしています。これにより、住民の皆さんからの要望に対しまして、総合区長のマネジメントのもと総合区役所がワンストップで総合的に判断できるようになることから、例えば地域の実情やニーズを踏まえながら放置自転車を撤去する回数や撤去する時間帯の見直しなどを総合区長が判断し、これまで以上によりきめ細かく対応できるのではないかとといった効果を示しています。

次の14ページでございますけども、イメージの④ではスポーツセンターやプールなどの市民利用施設等の運営について示しています。上の図では、現在、住民の皆さんから、例えば体育館の利用時間を長くしてほしいとかトイレを新しくしてほしい、こういった要望に対しては、担当局において24区にある体育館などの施設を一まとめにした上で、大阪市全体の観点でその対応方針や方法についての優先順位を決定して対応しております。

総合区設置後には、下の図に記載のように、これらの市民利用施設などに関する相談の受け付けから対応までの仕事を総合区が担うことにしています。これにより、総合区長のマネジメントのもと、これまで以上により地域や利用者のニーズに応じた施設利用サービスを提供できるのではないかとといった効果を示しています。

15ページをお開きください。

イメージの⑤のところですが、住民の皆さんに身近な施策の充実について示しています。現在、例えば老人福祉センターの講座メニューを充実してほしい、施設の利用時間を延長してほしいといった住民の皆さんに身近なサービスの充実についての要望などを区役所でお聞きしても、区役所がみずからの判断で決定することができないため、関係局へ要望や調整を行い、その事業を担当する局の方で事業の内容を決定しています。また、区役所では事業を実施するための予算や職員体制に限りがあることで、皆さんの要望に十分対応できていない場合もございます。

総合区設置後には、下の図に記載のように、住民の皆様にも身近な取り組みを実施する権限を総合区に移すことで、総合区において地域の実情やニーズを踏まえ必要なサービスを総合的に調整・検討し、総合区長が判断できるようになります。これにより、総合区がその予算や職員の範囲内で裁量を発揮し、住民の皆さんのニーズが高いと判断される事業に重点的に配分することなどで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供できるようになるのではないかといった効果を示しています。

以上、15ページまでが、総合区設置に伴い主な分野ごとで期待される具体的な効果についての説明となります。

次に、16ページの方をごらんください。

「7 総合区政会議、地域自治区・地域協議会」について説明いたします。

総合区素案では現在の24区を8区へ合区するというふうにしておりますけれども、一方で、住民の皆様にはこれまで育んできた今の地域のコミュニティが壊れるのではなどの合区に対する不安感があることを踏まえまして、その対応について記載しています。

具体的には、総合区域内の施策などにご意見をいただき、区政運営に反映させていくため、総合区政会議を設置します。また、地域コミュニティを維持し、意見を市政・区政に反映させるため、地域自治区・地域協議会を設置します。

中段の枠囲みには総合区政会議の内容を示しています。総合区政会議は、区域内の施策及び事業について立案段階より住民の方が意見を述べ、総合区長が区政に反映する仕組みとして、現在の区政会議の総合区版として条例により設置をいたします。また、地域自治区の事務所では、現在の24区役所で提供する窓口サービスを継続して実施します。さらに、地域協議会は、地域自治区の事務などについて市長や総合区長から諮問を受け、あるいは建議によりみずから意見を述べることができ、これに対しまして市長や総合区長は必要に応じて適切な措置をとることとされています。右側には、これら総合区政会議と地域協議会のイメージを図にしております。

総合区政会議や地域協議会等についての説明は以上です。

17ページをお開きください。

「8 総合区の組織体制」についての説明となります。

ページの上段に示すように、総合区の組織体制については、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービス、これを総合区で提供していけるようにしていくための組織体制の構築と総合区長の組織マネジメント力の強化、これらを実現するために主に三つの体制整備を行うこととしております。

一つ目は、特別職の総合区長をサポートするため局長級の副区長を設置します。これは、

総合区長はこれまでの区長とは違いまして副市長と同じ特別職ということになりますので、副区長を局長級として設置することで、より強力な権限で総合区長を直接的にサポートできるようにという趣旨です。

2点目は、総合区の政策機能強化のための部長級による部制の導入です。先程の説明にもありましたように、総合区では、こども・子育て支援やまちづくり、住民生活といった分野で、より大きな権限に基づいてきめ細かな行政サービスを住民の皆さんに提供するという役割が期待されています。そこで、これまでの区役所の課という単位ではなく、より大きな部という単位で各部長のもとそれぞれの分野における政策・企画機能を強化し、総合区に期待される役割を実現していくというのがその趣旨でございます。

三つ目は、窓口サービスなどの住民の皆様への利便性確保のための地域自治区事務所の体制整備です。ページの下半分のところでは、こうした考え方を踏まえまして、総合区役所と地域自治区事務所の組織体制のイメージをお示ししています。

なお、総合区役所は、先程総合区役所の庁舎の位置のところでも申し上げましたが、八つの総合区ごとに現在の区役所庁舎を活用して設置いたします。また、地域自治区事務所につきましても、現在の24の区役所庁舎を活用して設置いたします。ですので、24の地域自治区事務所のうち八つの地域自治区事務所は、それぞれの総合区役所の中に設置されることになります。

総合区役所と地域自治区事務所の役割でございますけども、八つの総合区役所では総合区全体の施策を推進するとともに、各総合区に設置された地域自治区事務所を統括する役割を担います。そのための組織として、イメージで示しておりますけども、総合区長のもと局長級の副区長を設置し、さらに総務企画部、区民部、こども・保健福祉部を設置しています。一方、地域自治区事務所では、現在の24区役所での窓口サービスを継続して提供することのほか、地域コミュニティを維持し、住民の方の多様な意見を市政・区政に反映する役割を担います。そのための組織体制として、地域自治区事務所には地域活動支援部門、窓口サービス部門、保健福祉センターを設置いたします。

なお、この組織体制はあくまでイメージでございます。総合区設置後は、総合区長の権限によって総合区内の組織のあり方や職員配置を決定できる旨を記載しております。

18ページの方をごらんください。

上段の「職員配置（イメージ）」と書いたところでございますけども、仕事を局から総合区に移すのに伴い職員も総合区の方へ移ることになります。概ねどれぐらいの職員が移管されるのかを大枠のイメージとしてお示ししております。

一番左側の「現在（平成28年度）」と記載された図のところでございますけども、平成28年度現在、局で1万1,600人、24区役所で4,800人という職員構成だったものが、その隣の総合区設置後の図では、局で9,400人、8総合区役所が7,000人という構成に変化しています。すなわち、局から総合区におよそ2,200人の職員が移管されることとなります。

また、その右の表では、局から区へ移管する職員2,200人の内訳として、移管される組織や事務の内容、移管される職員数を示しています。現在局の所管である工営所、公園事務所、保育所は事業所ごとそのまま総合区へ移管されますが、これらの事業所以外では事務の移管に伴い230人の職員が局から総合区へ移管されることとなります。このように、総合区の職員体制につきましては、大阪市全体としての職員を増やすことなく、概ね現行

の職員数の範囲内で整備ができるものと見込んでおります。

ページ下半分の（参考）と記した表の方でございますけども、表の左側上段、「①総合区役所」の欄のところは、総合区役所と総合区役所に設置される八つの地域自治区事務所の職員数を部門ごとに整理して、主な事務の内容とともに記載したものでございます。例えば総務企画部に置きます総務部門と企画部門では、総合区政会議や総合区の政策・企画、地域のまちづくりなどの事務を担当し、1区当たりの平均では74人の職員配置を見込んでいるということをお示ししております。また、表の下段の②の地域自治区事務所の欄は、総合区役所の中とは別に設置される16カ所の地域自治区事務所の職員数、それと主な事務の内容を同様に記載しています。

以上、17ページと18ページが総合区の組織体制についての説明となります。

19ページをお開きください。

「9 総合区の予算の仕組み」について説明いたします。

地域の実情に応じた特色ある行政サービスを充実させるための総合区の予算の仕組みを構築すること、総合区長が市長と施策方針を共有できる仕組みを構築することといった基本的な考え方のもと、総合区長が財務マネジメント、いわゆるお金の管理でございますけども、これを発揮できる仕組みとしてまいります。総合区長の自律性の強化の観点からは、総合区長が直接マネジメントできる財源の充実と予算意見具申権の具体化を図ることとしています。また、総合区予算を見える化することにより、拡大する総合区予算についての説明責任を果たすこととしています。

少し具体的に説明いたします。まず、①の総合区長が直接マネジメントできる財源の充実のところですけども、先に20ページの上の方のイメージ図のところをごらんください。この図は、総合区長が直接マネジメントできる財源の充実のイメージを、平成28年度当初予算の金額で試算したものでございます。現在の24区で区長が関与できる予算には、直接マネジメントできる区の予算、区の判断で直接使える予算ということでございますけども、これが82億円、これ以外に各局で予算計上して区長が間接的に関与できる区CM予算、CMというのはシティ・マネージャーという職名の略称なんでございますけども、この予算が約159億円あります。

総合区設置後は、総合区長が直接マネジメントできる総合区予算は約226億円に増え、また、局から区に予算を配り、総合区長のマネジメントで執行する総合区執行予算についても約58億円を見込んでいます。

なお、このイメージ図は左と右でそれぞれの金額を合計しても同額にはなりません。これは大阪市全体の予算の中から区に関する予算の部分のところだけを切り取ってお示しをしております。大阪市全体の予算の中では、区で管理する予算の占める割合が、局の方から仕事がおってきますんで、そういったことで総合区設置後は増えるということをお示ししたものでございます。

恐れ入ります、19ページに戻っていただきまして、中程の①のところですけども、このように総合区長が直接マネジメントできる財源が充実され、これまで以上に選択と集中による事業の再構築が可能になるというふうに考えております。また、現状におきましても、インセンティブ制度として、区役所が例えば土地の売却や広告収入など独自の努力により獲得した財源については区の支出に使える制度がございまして、総合区におきまして

も同様にこういったインセンティブ制度を活用して確保した歳入は区の財源として活用していくなど、総合区長のマネジメントのもと施策分野の枠を超えた事業の展開により、地域の実情や住民ニーズに応じたきめ細かで特色あるサービスが実現できるものと考えております。

20ページの中程の②の総合区長の予算意見具申権の充実をごらんください。現状では、法制度上、区長は予算編成に直接意見を言える仕組みにはなっていないのに対して、総合区制度では法律上定められた仕組みとして予算意見具申権というものがございます。これは、市長が市全体の視点から予算編成を行う中で、住民により近いところで住民ニーズを把握している総合区長の意見を予算編成に取り入れようとするものであり、総合区長が市長・副市長と意見交換する仕組みとして整備をいたします。また、各局が所管する仕事であっても住民に密接にかかわるものは意見具申の対象ということにしていきます。具体的には、予算編成に先立つ方針策定プロセスからの総合区長が参画できるよう、住民ニーズをもとに市長・副市長と幅広く意見交換をする場、仮称サマーレビュー、これは夏場に事業を検証するという意味でございますけども、このサマーレビューを設定することをはじめ、戦略会議など方針策定への場へも総合区長が直接参画するようにしてまいります。さらに、予算編成段階においても直接説明する場なども設定することとしております。

下段の③の予算の「見える化」をさらに充実のところでございますけども、個々の総合区の予算の姿が分かり、他の区との比較も可能となるよう、予算書の構成や説明資料の工夫などを重ね、予算の一層の見える化を推進していくことを示しています。こうした取り組みを通じまして住民の皆様への理解と関心が高まり、より一層声が届きやすい市政・区政の実現につながると考えています。

以上、19ページから20ページにかけてが総合区の予算の仕組みについての説明となります。

21ページをお開きください。

総合区の財産管理について説明いたします。

財産の管理権限につきましては、住民の皆様へ身近な財産の管理権限を総合区長に移管いたします。なお、財産に関する権限のうち、取得と処分に係る権限は市長に残ることになります。

総合区長が管理する主な施設の表のところをごらんください。現在の財産に係る管理権限につきましては、表の左端に縦書きで、「局長が管理」、「現区長」というふうに区分が記載しておりますけども、表の点線から上の部分が局長、下の部分が現区長の管理する施設を例示しております。現在は区内の多くの施設を各局長が管理しておりますけども、総合区設置後は、表の右端に矢印で記載しておりますけども、住民の身近な施設を総合区長が管理することになります。表では、総合区長が管理することとなる子ども、福祉をはじめとする各分野の主な施設について濃いグレーの網かけで示しています。

表の下の方をごらんください。矢印で効果というふうに記載しておりますけども、住民の皆様への身近な施設を総合区長が管理することにより、市民利用施設の相互利用・連携などの柔軟な対応ですとか、迅速かつ地域の要望を考慮した施設の修繕であったり、また市有地を活用した地域の実情に合わせたまちづくりなど、こういったことが可能になるのではないかと考えております。

その下の図は、施設の相互利用・連携などの柔軟な対応を行っていく施設管理の効果のイメージを参考事例としてお示ししたものでございます。

総合区の財産管理についての説明は以上です。

同じく21ページの下のところになりますけども、「11 総合区設置に伴うコスト」について説明いたします。

コストにつきましては、本素案作成時点の前提条件に基づきまして、総合区設置に伴い発生する一時的な経費であるイニシャルコスト、これが約62.7億円、それから設置後に増加する経常的な経費であるランニングコスト、これが約9,000万円というふうに試算しております。

具体的には、各総合区庁舎における執務室の改修経費ですとか、事務移管などに伴い発生する市が持っております各種情報システムの改修経費、その他区名変更に伴う街区表示板の取りかえ経費などでございます。

コストについての説明は以上です。

22ページの方をごらんください。

「12 総合区設置の日」について説明いたします。

総合区設置の日につきましては、住民サービスに支障が出ないこと、十分な周知と関係機関との調整期間を確保すること、各種システムや庁舎の改修をはじめ事務執行体制の構築が整った後であること、これらを前提として検討し、総合区設置決定から約2年後をめどとするとしております。

総合区設置の日についての考え方は以上でございます。

それから、その次に下の表のところでございますが、参考資料ということでございますけども、一つは大阪市と人口100万人以上の政令指定都市の1区当たりの人口などを比較したもので、それから下の表は大阪市内の24の行政区の人口と面積をそれぞれ表にしてお示したものでございます。

次の23ページからは、各総合区ごとの人口・面積、市民利用施設といった概要や産業等の主な特徴をそれぞれお示したものでございます。

本日お伺いしております住之江区でございますけども、29ページの方をごらんください。第七区の概要ということでまとめております。

例えば下の人口・面積の表のところを見ていただきますと、平成27年の人口は約38万9,000人ということですが、平成47年の将来推計人口では約31万1,000人というふうに見込んでおります。

また、その右横の囲みの中に区の特徴として4点程記載しております。全国的に有名な住吉大社、路面電車、国際見本市会場であるインテックス大阪などの都市魅力を有し、住宅と工業が共存する住工共生エリアであること。また、ベイエリアでは、国際コンテナ戦略港湾に選定されている大阪港の国際競争力の強化、咲洲地区の活性化などの取り組みが進められていること。さらに、杉本地区には機能強化に向けて大阪府立大学との統合が検討されている大阪市立大学が立地しており、南港地区では国際バカロレアコースを設ける新たな中高一貫教育校が公設民営校として開設予定であること。それから、西成特区構想により地域と警察・行政が連携した安全なまちづくりに向けた取り組みが進められ、近年、バックパッカーをはじめとした外国人観光客の受け入れも増加しているといったことが挙

げられております。

総合区、第七区の概要については以上でございます。

大変長時間に及びましたが、総合区素案についての私からの説明は以上でございます。ご清聴、ありがとうございました。

(司会)

以上で説明は終了いたしました。

それでは、質疑に入ります前に、ご留意いただきたい事項が5点程ございますのでお聞きください。

一つ目ですが、ご質問等に関しては、総合区素案に関する説明に対するご質問の方をお願いいたします。総合区制度や素案と関係ないもの、政治的なご主張といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましては、ご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご発言とこちらが判断した場合は、その時点で打ち切らせていただく場合もございますのでご容赦願います。

二つ目でございますが、ご質問等がございましたら、その場で手を挙げていただきましたら私の方で指名させていただきます。お座席の方まで担当の方がマイクをお持ちいたします。インターネット中継をお聞きいただいている方もおられますので、必ずご発言についてはマイクを通してご発言いただきますようご協力をお願いいたします。

三つ目ですが、できるだけ多くの方のご質問をお受けしたいと思っておりますので、質問は発言機会1回につき一つで、簡潔にご発言くださいますようお願いいたします。また、私の方から依頼がございましたらマイクをお返しいただきますようにご協力をお願いいたします。

四つ目として、司会者の指名を受けていない方のご発言、あるいはやじや拍手など、進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださいますようお願いいたします。

最後、5点目ですが、質問の際に特にお名前を頂戴する必要はございません。冒頭、申し上げました通り、説明会の様子をインターネット中継しておりますので、その点をご留意いただきますようお願いいたします。

それでは、これよりお時間の許す限り皆様方からご質問をお受けしたいと存じます。

ご質問のある方、挙手の方をお願いいたします。

どのようなことでも構いません。かなり長時間で分かりにくかった点、もう一度ここを確認したい、さまざまなご質問、結構でございますので、お手を挙げていただければと存じます。

そしたら、真ん中のブロックの後ろから2人目の方ですね、はい。座ったままで結構です。

(市民)

いいですか。すみません。

1ページ目、表紙の、最終的には、総合区・特別区いずれの制度を選択するのか、両案を取りまとめていきますと記載があるんですけども、今現在、おととしの住民投票で、24

区の体制を守ってやるということを決定してるかと思うんですけども、その選択肢がないのはなぜですか。たしか法的拘束力も伴うような住民投票やったと理解してるんですけども。それが一番最初にまず出てきて、それに対しての対案というんであったら分かるんですけども、一応、大阪市、僅差かなんか分からないですけども、決定したのが大阪市民の総意ということなんで、これが盛り込まれていないのはなぜですか。

(手向副首都推進局長)

仰る通り前回の住民投票は特別区5案ということで否決ということになりましたので、その案についてはなくなったというのはその通りですが、ただ、時系列的に見ますと、その後、その年の年末に、吉村市長と松井知事が、やはり大阪の課題を解決するためには今の大都市制度を変えていかなければならないということを選挙で訴えられて当選されました。ただ、選挙で通ったからといって直ちに改革ができる訳でもなく、例えば特別区につきましては、大阪府議会や大阪市会で大都市制度協議会という設置についての議決をいただいた上で、特別区の素案、案づくりに今、取りかかっているところです。

もう一方、そういう過程で、特別区までいかななくても今の大阪市の枠組みを使ったままで改革できる手法というのがこの総合区制度ですが、こちらの方が大阪に適しているのではないか、総合区の制度を導入することで大阪の課題が解決できるのではないかという声が議会の中でも一定ございます。そういうことを踏まえて、吉村市長のもとでは、最終的に市民の皆様を選んでいただけるように、特別区と総合区二つの制度をそれぞれつくっていくということの方針として掲げるところでございます。もちろんそれを進めていこうと思いましたら、これから議会での議論を経て議決という行為も要りますし、特別区の方は再度の住民投票という最終的な手続を経ないといけないということにはなっております。

現行の24区のままということにつきましては、きょうの資料の4ページ、5ページあたりでも言いましたけども、やはり大阪が置かれてる状況からすれば、大阪を成長させていくためには今の大都市制度を変えていかなければならないという吉村市長、松井知事の強い思いもあって、現在こういう制度改革に取り組んでるところです。

(司会)

ほかに。

そしたら、真ん中のブロックの前から3列目の、はい、セーター抱えてる方ですね。座ったままで結構でございます。

(市民)

安立の住民です。率直に申し上げまして、まず成長戦略と区の統合とは直接関係ありません。東京一極集中は、やっぱり経済情勢、情報・経済化によって起こったんですね。そういうことで立場はそれはおいておいて、今の24区でも運用の仕方ではもっとよくできるんじゃないかと私は考えるんですね。例えば区を三つ、四つまとめたからといって果たしてどうでしょうか。今説明されましたが、何かちょっと住民に、保育所ですとか公園がどうか、そういうのがよくなるんじゃないかという、住民の声が反映するんじゃないかというけども、それ程でもない、今のシステムでもおろし方によっては別に区を統合しなく

てもいけるような私は感じするんです。つまり大阪市の中央の方でしっかりとした方針をつくれば、それをおろせばそれでいいと思うんですよ。現に今、例えば放置自転車も随分解決されてきましたし、保育所だってそんなに区を統合しなきゃ解決できないということはないと私は思うんですね。

それどころか、例えば住之江区の場合は第七区ですか、入るんです。例えば南港の方に住んでる方が住吉の区役所に行きたい場合、こらえらいことですよ。自宅からニュートラムまで行って、それから住之江公園でおりて、それからバスに乗りかえて、そのバスも朝の11時ごろは2本しかありません、千駄まで行って、またバスを待って乗りかえて、恐らく1時間数十分かって着くでしょう。往復3時間。不便ですね。そして、統合されれば当然ですけども、印鑑証明その他は問題ないにしても、やっぱりこれというようなことをやってもらいたい場合は行かにゃいかん。それから、イベントもやっぱり総合区役所が圧倒的に強く、多くなると思うんです。例えばきょうのような会議ですね、7時から……

(司会)

少しちょっとまとめていただけますか。

(市民)

いや、これ大事なことなんです。

(司会)

分かります。ほかにも……

(市民)

7時から9時までやるとしますよ。じゃ、住吉区役所で9時に終わりました、じゃ南港まで帰りたい、そして今度千駄までバスに行って、そしたら今度は出戸から来るバスが9時台には1本しかない、10時台1本ですよ。そしたら、9時台に乗りおくれたら10時半ぐらいまでない。それからニュートラム。これはですね、もう何ちゅうことだとか、こんな不便なことにもなる訳で。ですから、こういうような提案される場合は、もうちょっといろんな問題点を住民から聞いて、何か都合のよさそうな言葉をつなぎ合わせて提案するんじゃなくて、率直に、住民の集会開いてやってほしいですよ。ましてや、きょうもわずかしか、0.5%、05%しか区民から来てません。あとの人、質問もできないんですよ。

もう一個、大事な地方自治について、命の、魂の問題があるんです、それは。例えば区政会議ですよ。あのね、何ぼ広報しようが……

(司会)

すみません。お父さん、ご意見よく分かるんですけどね……

(市民)

区政会議は……

(司会)

まとめてください、最後。お願いいたします。

(市民)

大事な問題なの。区政会議、委員にならなければ発言できないんですよ。その場に行っても提案もできない。ですから、持ち帰る言うならば、地方自治を、住民自治を言うんならば、住民のフォーラム、集会、問題解決型の住民集会、これをやっぱりつくってもらいたい。その地方自治の魂がない限り、区をまとめようが駄目ですよ。もう一回、地方自治法の原点に立ち返って、この案をつくり直してください。ましてやね……

(司会)

すみません、ちょっとお父さん……

(市民)

投票するには……

(司会)

ほかにもちょっと手挙げておられる方おられますので。

(市民)

投票するには、これはですね……

(司会)

アンケートの方にいろいろ書いていただければ……

(市民)

いけません。5年か10年かけて十分住民の意見を聞いていただきたい。

(司会)

はい、ありがとうございます。すみません、ちょっと……

(市民)

もう一度ですよ……

(司会)

マイクの方、お返ししていただけますか。すみません、どうも。
ちょっと先……。

(手向副首都推進局長)

ありがとうございます。ちょっとかなりの点にわたって質問がありましたので、全て押

さえ切れてるかどうかちょっと分からないんですが、まず一番最初に経済の話というのはそもそも基礎自治の充実と関係ないんじゃないかということですが、最初の説明でも申しましたけど、今、大阪のような大都市が抱える課題としては、人口減少であれ、あるいは大阪の場合は経済規模というのは全国のシェアも低下して長期的に低落してると。そこでやはり住民生活を、住民サービスというのを維持・向上させていこうとすれば、やはりそれなりに経済規模というのを確保するというか成長させる、大阪を成長させる取り組みというのはこれは必要だというふうに思っております。その大阪を成長させるために、これは確かに民間活動あるいはその他諸外国の状況とかにも影響されるところは大ですが、行政としてできることというのは何なのか、冒頭も説明しましたが、都市機能の強化というのをやはり大阪は図っていく必要がある、この都市機能の強化というのが、一例挙げますと高速道路ネットワーク網であったり鉄道網であったり、あるいは大学機関、産業支援機関、こういったものを今は大阪府、大阪市やってる訳ですけども、これを連携して最適な形にしていくのか、あるいは広域行政一元化してやっていくのか、これ二通りありますけども、やはり行政としても大阪を少しでも成長させて、それがひいては税収確保によって市民サービスに返ってくるような取り組みというのはこれはやはり今求められてるところでその経済の話がある訳です。

もう一方で、大阪市、270万人口規模というところでは、行政需要もかなり多様化してる中でやはりもう少し地域に近いところで住民の声を聞いてサービスを決定できるような仕組みを導入していく必要がある、これを住民自治の拡充ということでは言ってる訳ですけども、これは大阪だけじゃなしにもう全国的にも大都市で抱えてる課題の話です。大阪でとる方法として、前橋下市長の時代には、従来の行政区長の権限を公募区長にすると同時に大阪市役所の中之島のその局長よりも上に区長を位置づけることによって局の人間も指揮できるようにして権限を思い切っておろすという取り組みはしました。ただ、それは24区制度を前提にできるところまでやってるとというのが今の仕組みです。それはじゃこれ以上できないのかということになりますと、それぞれ24区にもう少し組織の体制をつくっていくとかそういうことをしないとこれ以上権限はおろせないという判断のもとで今がある訳なので、さらに住民に身近なところでいろいろ物事を決定していく仕組みをつくろうとすればやはり区長のもとにしっかりした体制をつくっていかなければならない、あわせて区長についてもこの総合区制度を導入すれば特別職という位置づけになりますので議会の同意も必要な特別職です、思い切った権限を持っていただいて、その権限があるということは責任も伴いますから、そのもとで区民の皆さんの声を聞きながら行政を進めていくと。

保育所の話もありましたけど、やはり大阪市域の中でも地域によってそういう子どもの状況というか保育所の不足状況も変わってきます、高齢化の状況も変わってきます、やはりその地域に応じた最適な優先度の高いことについて区長が取り組めるようにすることが必要であると考えてるところでございます。

ちょっと、イベントも区が合区すれば何か不便になるんじゃないかという、例えば咲洲から住吉区役所の話もありましたけども、もちろん今回の総合区も八つあって地域の状況によって異なる交通の利便性というのも異なるとは思いますが。ただ、少なくとも今、市民の皆様が日常的に区役所に行って受けてるサービス、窓口サービス、保健福祉センターで行ってるサービスというのは、こういうのはサービスを後退させないということで地域自

治区事務所を設けてそこでサービスをするということになりますので、ここであれば住之江区役所が地域自治区事務所という形になってそういう市民の皆様が日常的に提供されるサービスについては継続されるということにはちょっと何度も説明させてもらったところです。こういう説明会などを1カ所でやるのか総合区内で複数やるのかということにつきましては、それは新しい総合区長さん、区長のもとでその地域のそういう交通状況とか集まりの利便性とか考えてそれぞれの地域で考えていく話になるのかなと、自動的に1カ所になるとかそういう話ではないと思っております。ちょっと漏れてる部分あるか分かりませんが、ちょっととりあえずお聞きした部分についてお答えさ……あ、それと最後、区政会議のお話もいただきましたけども、今回、総合区の仕組みの中では一つ合区された合の総合区の単位で区政会議というのを新しくつくることになりますけども、もう一つは地域自治区単位でこれは地方自治法という法律に基づいて地域協議会というのを設置することになります、これも市民の皆様から声を聞く機会になると思っております。地域協議会の場合は従来のコミュニティを維持するというので24区単位で、今の24区単位でその意見を聞くための協議会もつくられることになりますので、ここの第七区であれば総合区長が三つの地域協議会の集まりにそれぞれ例えば総合区の施策に関する意見を聞いたり、あるいは逆に地域協議会の方からいろいろな提案をしていただくと、そういうような仕組みも織り込んでおりますので、何か規模が大きくなることによって何か意見を言える機会が少なくなると、そういうことはないようにしてると思っております。

(市民)

いや、地域協議会、我々発言する場がないんです。

(司会)

はい、分かりました。

すみません。ほかに。

(市民)

だから、安立連合町会もですね……。

(司会)

ちょっとお待ちください。

そしたら、ごめんなさい、後ろの列の方、はい。

(市民)

住之江の住民なんですけども、総合区の説明、分かったようで分かん、分かんというのは行政マンでないからそんなに詳しいことは分かるはずがないというふうに思っておる訳ですし、大阪市・府でも相当な人脈、お金をかけてこの総合区案をつくられたというふうに思うんですけども、これを今聞いて全部分かるかというたら分かる訳がない訳で、しかしこの説明会を24行政区全てで日曜日の夜も含めてやられてると、集まっても集まらんでもええのかなというふうなふうに受け取る人も多いとちゃうかというふうに思っ

るんですね。

知事も市長も、先程も言われましたけども、総選挙終わった後の記者会見、松井知事は、選挙の結果に関係なく、都構想、いわゆる住民投票は来年の9月か10月にやるんだというふうに明言しておりますね。そう言っておりながら、この24行政区で総合区の説明会をやっていると。ということは、僕が思うのは、来年の9月か10月に住民投票をやって、もし否決されればこの総合区案を当てはめるんかというふうに思ったり、また、こっだけ低調の中で説明会がやられてると、都構想住民投票というのは投票数、投票率に関係なく過半数をとればいい訳で、あくまでも都構想実現のために、今の市長、知事は推進していくためのこういう形をやってるのかなというふうに疑いを持つ訳ですね。前回の説明会の時も発言しようと思ったんですけど、一言だけと言われて打ち切られたんですけどね。そういう意味でも、あくまでも都構想実現のためにこれをやられてるんじゃないかと。否決されたら、この総合区案がそのままいくんですか。そのことも含めてお願いします。

(手向副首都推進局長)

まず、知事の発言として、来年9月から10月に住民投票というの、これは政治的に確かに発言されてることです。

ただ、行政としてどうなのかということになりますと、例えば住民投票に至ろうとすれば、今つくってる大都市制度協議会というところで新しい特別区の家というのが固まった上で、それが議会、これは大阪市会、それから大阪府議会の、議会の議決がないと次に進めないということになっておりますので、知事の思いとして来年秋ぐらいにやりたいということは表明されてますけども、例えば案をつくるのもそういう大都市制度協議会ですし、今後議会が審議の状況でどう判断されるかということではございますので、行政的にいいましたらそういうスケジュールが固まった訳ではないとしか、ちょっとそこはそれ以上は言えないところです。

ただ、あともう一点、住民投票をやった結果、否決されたら自動的に総合区になるのかということについては、この資料の頭でも書いてますように、特別区・総合区、確かに今二つの制度案、私どもつくっていかうということですので、二つつくってそれを最終的にご判断いただく方法というのは、仰られたような特別区の住民投票を通じてやるのか、あるいは総合区の家を先検討するのか、そこはいろいろな考え方があって、まだ行政として方針が明確に定まってる部分でもございません。ただ、ここの部分も、吉村市長、松井知事とも、最終、やはり市民の皆様はかなり影響及ぶことですので、市民の皆様にも二つの制度を選べるような、二つの制度を選択していただけるようなやり方というのをこれから議会と相談しながら提案していくと、こういう状況かというふうに思っております。

(司会)

ほかに、ご質問等おられる方おられますか。

そしたら、すみません、一番左のブロックの前から3人目の方です。

(市民)

余りにも住民投票をないがしろにしてるようなやり方。住民投票というのは2年や3年

に1回やるもんじゃないでしょ。大阪市ができる時でも、何十年とやっぱりかかって住民の皆さんが意見を出し合ってたつくったもんですよ。それを上からの案だということだけで、現在の住民説明会って、これ100分の1、1,000分の1の方の集まりの中でそういう話をして説明会はちゃんとやったということには、これは住民全体の総意には全然なっていない。

地域を大きくしてサービスがよくなるというのは、これまたどうということになるのかな。だから、その辺ではやっぱりもう少し中身について正確に出してもらわないと。また、こういう話を住民の皆さんが全然聞いてない中で事を進めるということ自体が、新しい制度になった中でさらに混乱が起こるということはもう目に見えてると思うんですよ。だから、そういう意味では、本当にこの制度をいじくるんだったら、相当やっぱり時間がかかるということも含めてしっかりやらないと、後々大変になっていくと思うんです。

今、大阪市、少子化、高齢化ということを言われ、これは全国的にもそうですけども、しかしそれに対する今の大阪市の態度というのはかえってそれに逆行するようなことしかやってない訳でしょ。そんな中でこういう説明をされても理解に苦しむとしか言いようがないんですわ。だから、その辺ではどうかということでもしっかりお答え願いたい。

(手向副首都推進局長)

ご意見ありがとうございます。

まず、住民投票をないがしろにしてるんじゃないかというお話ですが、ちょっと先程お答えした部分と繰り返になりますけども、前回、特別区の案が否決されてその案がなくなったというのは事実です。ただ、その後大阪市長選、大阪知事選を通じて、再度この改革に、特別区の設置に取り組むという方針を掲げられて選挙で民意を得られたという状況です。

ただ、先程も言いましたように、さらにこれを具体的に進めていこうとすれば、議会での議論あるいは賛成ということを経ないとその次には行けない訳ですし、当然そういう最終的にはまた住民投票ということになる訳ですから、当然市民の皆様の民意というのが最終的にマルということであれば実現できない話だというふうに思っております。ですから、そこは前回からの経緯の中で、今、大都市制度改革、再びこういうふうに進んでるところでございます。

それから、少し、特別区の話じゃなしにきょうは総合区の話ですので、総合区が合区することによって区の規模が大きくなって本当に住民サービスがよくなるのかということでもございましたけども、発想としたら、今、大阪市という巨大な都市を中之島の局というところが施策を基本1カ所で決めてると、その権限のうち、できるだけやっぱり市民の皆さんに近いところで決めた方がいいものについては区長の権限に持っていくという発想です。ですから、24区にある権限を8区に集約するというよりは、中之島にある権限を8区の区長におろしていくと、区長に渡すことによってそのエリア内で今までは270万人を見渡して一つの基準でつくってた施策を総合区ごとに優先度の高いもの、あるいは地域のニーズを踏まえて施策、権限のもとで施策をできるような仕組みに改めていくということをしております。

何度も繰り返しますが、今、24区で市民の皆様が受けられてる窓口サービスなどにつき

ましては、不便を来さないよう引き続き地域自治区事務所も活用しながらサービスを行っていく方針を立てておりますので、この総合区を導入することによって住民サービスが悪化するということはないというふうに考えております。

以上です。

(司会)

そういたしましたら、右のブロックの後ろから3番目の方、お願いいたします。

(市民)

すみません。理解ができてないのかもしれないんですが、先程、最終市民の皆さんに二つの制度で選択していただけるようにと知事は仰ってるということなんですが、そしたら、特別区になると投票があって、総合区は投票なしで決まりますよね、そしたら、そのどちらにするかというのは議会で決められるということでしたら、私が24区のままでいいと思うならばその意見の議員さんを選ばないといけないんでしょうか。それまでに市議員さんなり府議員さんの選挙があるのかどうかも私ちょっと分かりませんが、そういうことなんでしょうか。最初の質問に出された方の、24区のままでいいというのはないんでしょうか。

(手向副首都推進局長)

ありがとうございます。

今の24区でこのままということにつきましては、少なくとも市長の考えとしては、今、大阪が抱えてる課題をこれではクリアできないということで、改革に取り組みたいと考えてるところです。

ただ、これも、特別区の場合は、議会の議決後、最終、住民投票があります。総合区にしても議会の条例化というのが必要になります。条例化するということは、当然議会における審議も経た上でということになりますので、議会における審議というのは当然市民の皆様も踏まえた上で審議されていくというふうに思っております。

ただ、では、ほんならもう一度、こういう制度が導入が決まるまでにそういう選挙の機会があるのかという点につきましては、前回の選挙の際にこういう取り組みをしたいという方針を挙げられて、それから来年の秋をめざしたいという——今、これはただ、議会の審議状況次第によってどうなるかは分かりませんが、仮に市長等が考えてる来年秋ということになりましたら、その前には統一選はないということになります。ただ……。

(司会)

ほかにご質問おられますか。

そしたら、真ん中のブロックの後ろから3番目の、はい、よろしく申し上げます。

(市民)

今のことに関係してるんですけども、そしたら総合区の場合は議会で条例化が必要ということですよ、でも住民投票は来年の秋と仰ってますよね、吉村さんとか松井さんは。その条例化に進めていくまでの論議というのが、市民の声を聞いて議会で審議されるとい

うことでしたら、市民が、先程もどなたかが仰ってましたけど、この会場で聞いたほんの一部の住民だけが、それも内容のよう分からんような話、ごめんなさいね、言い方悪いですけど、理解しにくいお話を聞いた上で、それが市民の中に、総合区でこんなことになるんですよということがどこまで浸透して、もし浸透しないまま市議会が論議が進められて、総合区の内容が住民に理解されないまま、内容が不明瞭なまま進めていき、それがどっちにいくかも分からんまま、条例化されたとしても、秋に住民投票がされるということは、その条例化の内容と住民投票の内容って、どういうふうな流れに落ちるのかなど、私は全くその辺が分かりませんので、お願いします。質問の意味、お分かりになりますか。

(手向副首都推進局長)

先に総合区の条例化が進むということが今の時点で決まってる訳ではありません。二つの制度をどういう形でご選択いただくかということにつきましては、一方の特別区は間違いなく住民投票必要なんですけども、そこと総合区、どういうふうにご選択していただくかという投げ方については、今の吉村市長の方針も明確に定まってるものではなく、これから議会とも相談しながら選択いただけるように提案していくということですので、ちょっとこれから具体的な手法は考えていくというところです。

一方、議会との関係では、今段階で具体的な別に条例案を出してる訳ではなく、きょうの総合区素案——きょうは説明会用のパンフレットということですけども——これのもととなる総合区素案というのをつくって議会の方にはお示しさせてもらったところです。それについて今現在も審議が続いている状況です。そこで今段階で別にマルをもらってる訳でもゴーが出てる訳でもないので、まだ引き続き審議はいただくことになると思っております。

住民投票と、最後、条例化との関係がどうなるかにつきましては、ちょっと今の段階ではそこは明確には申し上げることができませんのでご理解いただければというふうに思っています。いずれかの段階では、きちっとこういう形でというのは、もちろんお示しする形にはなると思います。

(大下副首都推進局制度調整担当部長)

1点だけちょっと補足させていただきますけども、この説明会のこんだけの人数だけで説明したことで終わりかというふうなところのご指摘があったと思うんですけども、これは確かに一つ分かっていたため、理解を深めていただける手段なんですけども、やはり大阪市民の方全体見ましたら、大阪市がこんな改革を検討してることさえもご存じない市民の方もおられると思いますし、まずはこういうことを検討してます、そのうち、総合区素案——これ別に決まった訳じゃありません、先程局長からご説明ありましたように市民の方の声もありますし、これから議会の方についてもこれでいいのかというのは検討は進められていきますけども、総合区素案、総合区というのは一体何やねんとかいうふうなことも含めてこれはこれからも、この説明会で終わりだけでなく継続的に、例えば広報紙とか大阪市のいろんな媒体を使ってやっぱり多くの市民の皆さんに分かっていただく、理解していただく、周知をしていただくようなことは続けていくということで考えておりますので、その点も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

(司会)

すみません。ほかにご質問の方、おられますでしょうか。

そしたら、再度、右のブロックの後ろから3番目の方。マイクお持ちします。

(市民)

そしたら、今回、総合区の説明会があつて、じゃ、後日また、特別区案の説明会がこのようにまた24区で行われるということなんでしょうか。

(手向副首都推進局長)

前回、住民投票の直前に説明会やりました。ただ、今回、今の時点では、まだ大都市制度協議会というところで案づくりを行ってる段階ですので、具体的にその後どういう説明会の持ち方、広報の仕方をするとということについては明確に決まってる訳ではありません。前回と同様のことということになれば、もちろん説明会はあるんでしょうけども、そこはまだ未定です。

ただ、どういう内容が今検討されてるかということについては、こういう説明会だけじゃなしに、当然市民の皆様にごできるだけ知っていただく必要があるということで、今、担当部長の方からは広報もちゃんとやっていかなければいけないというお話しさせてもらったと思いますけども、例えばこの総合区素案の方でしたら総合区素案の説明の新聞折り込みとか、あるいはホームページとか、ほかにちょっといろいろ考えながら、少しでも制度のことの説明ができるような機会を捉えるような取り組みというのは強化したいと。これはさきの議会でも、実は議会からも指摘のあったところで、そこはしっかりやっていきたいと思っております。

特別区の方も、まだ案は大都市制度協議会でまとまってる訳ではありませんけども、年明けから、協議会だよりということで、どういう内容が出されて、どういふ議論がされていくのかということについては、情報誌として市民の皆様のお手元に届くようにはまたしていきたいと思っております。ちょっと、説明会の持ち方はまだ確定的なことは決まっております。

(司会)

申し訳ありませんが、時間がそろそろ参りましたので、あとお一人で最後にさせて……

(市民)

今回の案内はこれだけですか、ホームページは別にして。案内状出され……

(司会)

ちょっと、すみません、ご質問ですよね。そしたらマイクをお持ちさせていただきます。

(市民)

二度目やから遠慮してん。

(司会)

ええ。

(市民)

いや、こんだけ人数が少ないのは案内に問題あったんじゃないかと。ホームページはもちろんみんな見る訳ちゃうからあれとして、これの新聞折り込みだけですか。そらあかんで、これだけやったら。

(手向副首都推進局長)

そういったところも含めて、もう少しやはりきちっと広報を強化していかなければならないんじゃないかということで、例えば——それは単独の総合区だけの説明の資料だと思いますけども——今後、市の広報紙である区政だよりとかそういうところも活用しながら、総合区の仕組みとかそういう大都市制度改革の話についても、できるだけ目に触れていただいて興味を持っていただけるような広報のつくり方というのはしていきたいと思っています。もちろん実際の資料の中身自身は私どものホームページの中にありますので、詳しく見ようとすればそちらにアクセスしていただいたらできるんですが、そもそもそういうことやってることも分からないというところだと思いますので、まずはこういう取り組みをしてるということであるとか基礎的な制度の話というところについて、しっかり情報提供できるようにやっていきたいと思っています。

(司会)

そういたしましたら、そろそろお時間参りましたので、これで最後にさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

もし、ご質問、ほかにご意見ございましたら、アンケートの方に書いていただきましたら、後日、我々、ホームページの方でその回答については書かさせていただきたいと思います。

また、ほかの会場も、説明会も、インターネット中継でありますとか、これまで録画配信やっておりますので、もう一度説明を聞きたいとか、ほかの会場のご意見なんかも聞きたいという方は、ご利用いただければと思います。

アンケートなんですけれども、出口の方で係員が箱を持っておりますので、そこに入れていただければと思います。

また、本日利用しました説明資料なんですけれども、受付に置いておりますので、ご近所の方、職場の方でご説明に利用されるなど、お入用の方はぜひお持ち帰りいただければと思います。

それでは、本日はこれをおもちまして説明会を終了いたします。

どうも長時間ありがとうございました。

お忘れ物のないように、座席の周りをご確認の上、お気をつけてお帰りくださいませ。どうもありがとうございました。